

概要版

第3期秩父市 地域福祉計画・地域福祉活動計画



平成 29 年 3 月

秩 父 市

秩父市社会福祉協議会

まわりで、こんな悩みを聞きませんか？



一人暮らしなので、何かあった時
誰に頼ればいいのかしら・・・

生活が苦しくて、限界・・・

がんばってきたけど、介護うつになりそう・・・

災害がおきたら、どこに避難すれば
いいんだろう・・・



誰もが住み慣れた地域で、毎日、安心して暮らせることを望んでいますが、悩みは尽きません。そうした悩みや生活課題を解決するために、市民と福祉関係の事業者・団体と行政がそれぞれの立場で協力しあい、地域全体で取り組むこと。

それが、

地域福祉

です。

地域福祉を推進するための秩父市の計画は「地域福祉計画」、秩父市社会福祉協議会の計画は「地域福祉活動計画」です。ふたつの計画はこれまで別々のものでしたが、第3期計画の策定にあたり秩父市の地域福祉をより効果の高いものとするために、両計画を一体的にまとめました。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村における地域福祉に関する全体的な仕組を総合的にまとめた計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に規定された社会福祉協議会が中心となって作成される、地域福祉に関する具体的な取組を記述した民間の計画です。

地域福祉計画と**地域福祉活動計画**は、車の両輪のように密接に連携して地域福祉を推進していきます。

第3期 秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画は このような計画です。

第2次秩父市総合振興計画では、地域の将来像を次のとおり掲げています。

- 安心して子どもを産み、みんなで子育てを支援する地域
- すべての人が自身の能力を活かし、自立して生活する地域
- 支え合いや助け合いの中で、みんなが安心して暮らす地域

「日本一しあわせなまち」につながるこの将来の地域像を地域福祉の面から実現するために、「第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、基本理念を次のとおりとしました。

第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本理念

いつまでも住み続けたい
日本一しあわせなまち ちちぶ

基本目標1

優しい心を育む福祉教育の推進

基本目標2

地域を支えるネットワークづくりの推進

基本目標3

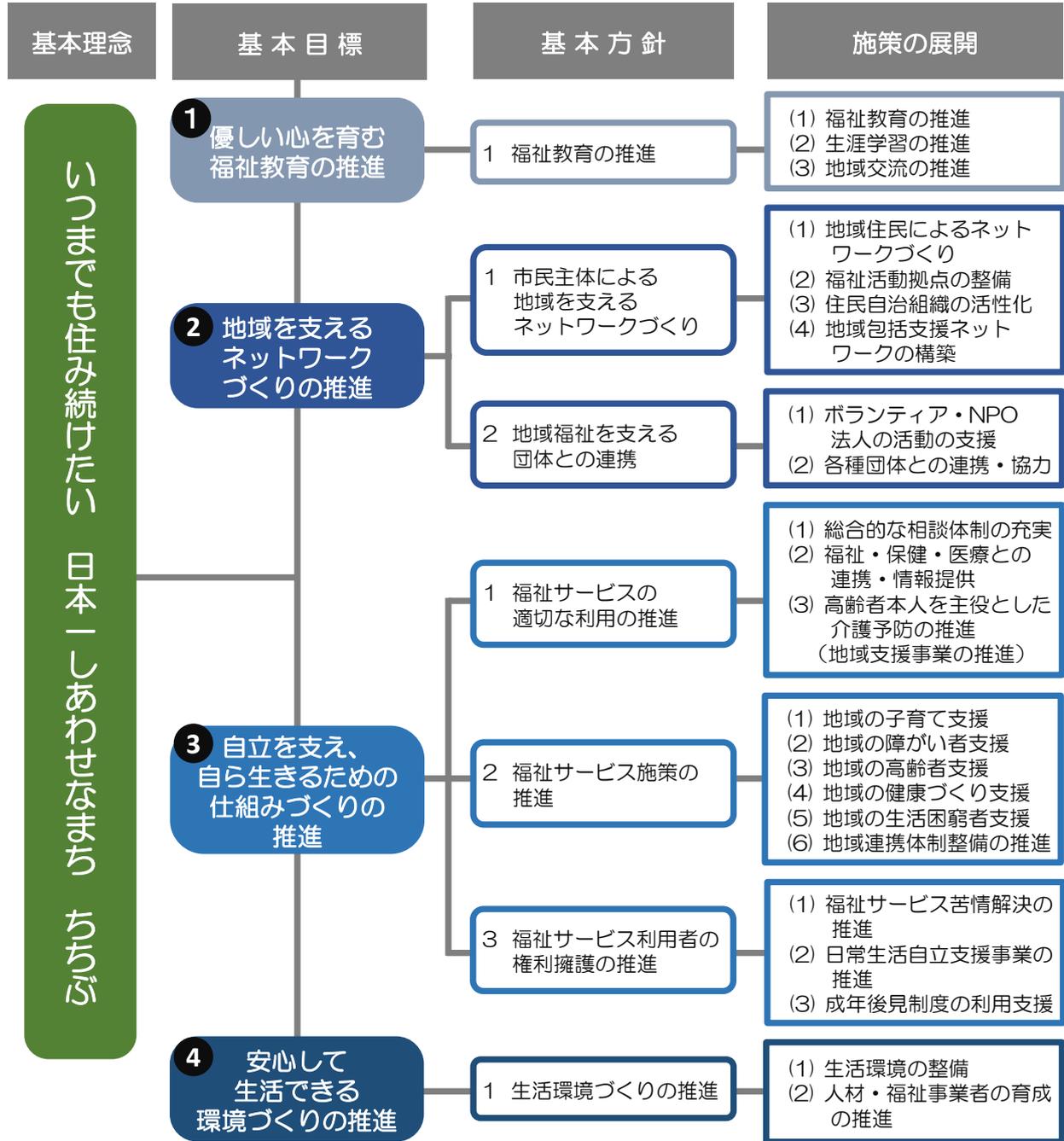
自立を支え、自ら生きるための仕組づくりの推進

基本目標4

安心して生活できる環境づくりの推進

計画の期間は、平成29年度から33年度までの5年間です。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画はこのように体系化されています。



項目ごとに、**地域** **秩父市** **秩父市社会福祉協議会** が

取り組むことがあります。

私たちは、地域で無理なくできる取り組みから始めていきましょう。

基本目標 1

優しい心を育む福祉教育の推進

市民一人ひとりに福祉についての理解を深めていただくことが、地域福祉の推進には欠かせません。そのために、学校教育の場をはじめ、学校卒業後には生涯教育の一環として、福祉を学ぶことのできる機会を提供します。

1 福祉教育の推進

| | |
|--------------------|--|
| 地域が取り組むこと | ○家族の絆を大切にします ○「地域福祉」に関する講演会や勉強会に参加します。 ○研修や講座に参加して得た知識や経験を、地域づくりに活かします。 ○一人ひとりが進んであいさつします。 |
| 市が取り組むこと | ○家庭での福祉教育の推進 ○障がい児保育の充実 ○子どもから高齢者までの異世代交流事業の推進 ○「総合的な学習の時間」等の充実 ○交流教育及び共同学習の推進 ○公民館事業の充実 ○企業等におけるボランティア活動の推進 ○地域の歴史・文化伝統芸能等の学習機会の充実 ○地域における住民主体の介護予防活動の育成・推進 |
| 社会福祉協議会が 取り組むこと | ○ふれあいサロン活動への助成 ○認知症サポーター養成講座の開催 ○あいサポート運動の推進 ○地域情報交換会の開催 |

一〇メモ 「認知症サポーター」

認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人です。

認知症サポーター養成講座を受け、認知症サポーターとなった人は、平成 27 年 12 月 31 日時点で、全国に約 700 万人います。（厚生労働省）



基本目標2

地域を支えるネットワークづくりの推進

地域福祉は、地域の中で住民が共に支え合う「互助・共助」の取り組みを核として展開される活動です。互助・共助の活動がしやすく、充実したものとなるよう、住民同士、住民と福祉団体、福祉団体間などのつながりを強化します。

1 市民主体による地域を支えるネットワークづくり

| | |
|----------------|--|
| 地域が取り組むこと | ○ひとり暮らしの方に、声をかけるようにします。 ○市の広報などを読み、地域包括ケアシステムについて理解します。 |
| 市が取り組むこと | ○「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の構築・推進 ○公民館や福祉施設などを有効活用した活動拠点づくりの推進 ○民生委員・その他福祉関係団体との連携強化 |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ○地域情報交換会の開催 ○小地域福祉活動促進事業の運営費補助 |

2 地域福祉を支える団体との連携

| | |
|----------------|--|
| 地域が取り組むこと | ○経験を活かして、社会貢献活動をしてみます。 ○ボランティア養成講座などに、積極的に参加します。 ○市内の福祉団体とその活動について理解します。 |
| 市が取り組むこと | ○各種ボランティア団体との連携・協力体制の強化 ○地域の健康づくりの推進 ○食に関する意識の向上 |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ○ボランティア団体連絡会の開催 ○ふれあいフェスタの開催 ○ボランティア関連講座の開催 |



基本目標3

自立を支え、自ら生きるための仕組づくりの推進

すべての市民の自立した生活を支えるため、福祉サービスと、サービスを提供する仕組みの充実を図ります。

1 福祉サービスの適切な利用の推進

| | |
|----------------|--|
| 地域が取り組むこと | ○町会役員や地域を担当する民生委員・児童委員との交流を持ちます。 |
| 市が取り組むこと | ○専門機関等との連携強化 ○相談支援体制の充実 ○ホームページ等を活用した情報提供体制の充実 ○介護予防普及啓発事業の推進 ○市民主体のサロン事業の推進 |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ○心配ごと相談・結婚相談の開設 ○社協だよりの発行 ○生活支援コーディネーター業務の実施 |

2 福祉サービス施策の推進

| | |
|----------------|---|
| 地域が取り組むこと | ○地域全体で子育てを応援します。 ○地域の子どもと子育て家庭、障がい者、高齢者を把握します。 ○健康づくりに関心を持ち、健康づくり活動に参加します。 |
| 市が取り組むこと | ○誰もが安心して子育てできる、地域で支える子育て支援体制の整備 ○障がい福祉サービス提供体制の充実 ○療育体制の整備 ○敬老事業、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進 ○生活困窮者自立支援制度や自立相談支援機関の周知 |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ○であいの広場の開催 ○ふれあいサロン活動への助成 ○彩の国あんしんセーフティネット事業やフードバンクなどを活用した緊急時の現物給付 |

3 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

| | |
|----------------|---|
| 地域が取り組むこと | ○困ったことやわからないことがあったら、周りの人に相談します。 ○福祉サービス提供事業者は、利用者と話し合いを持ちます。 ○社協だよりに通じて、日常生活自立支援事業の内容を知ります。 |
| 市が取り組むこと | ○相談体制の充実 ○成年後見制度の周知・普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ○福祉サービス利用支援事業（あんしんサポートねっと）の実施 ○成年後見制度推進事業の実施 |

基本目標4

安心して生活できる環境づくりの推進

福祉に携わる人材や団体・事業者の育成を推進し、地域において、だれもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

1 生活環境づくりの推進

| | |
|----------------|--|
| 地域が取り組むこと | ○日頃から隣近所と災害時の話をします。 ○地域の防災訓練に参加します。 |
| 市が取り組むこと | ○ユニバーサルデザインの推進 ○誰もが利用しやすい公共交通の推進 ○避難行動要支援者に対する支援の充実 ○地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）・生活支援コーディネーターの養成・配置 |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ○災害ボランティアセンターの運営 ○災害ボランティア講座の開催 ○災害ボランティア事前登録制度の実施 |

一人ひとりが地域福祉の主力です。

地域福祉では、市民をはじめ、町会や地域で活動する福祉関係団体等が担い手となって、それぞれの役割を果たすことが期待されています。秩父市や秩父市社会福祉協議会はそうした担い手の活動をしっかりと支援していきます。



第3期秩父市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版

平成29年3月発行

発行 秩父市・秩父市社会福祉協議会

編集 秩父市 福祉部社会福祉課

〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号

TEL:0494-22-2211（代表）

社会福祉法人 秩父市社会福祉協議会

〒368-0033

埼玉県秩父市野坂町一丁目13番14号

TEL:0494-22-1514